

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定を取り消し、改めて決定をすべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、令和5年8月2日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、広島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（開示の請求をした行政文書の件名又は内容）

産業廃棄物対策課において保管されているはずの次の行政文書

「東北・関東地方等の12都県（岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県）から排出される産業廃棄物」の広島県内への搬入処理に関して、令和4年度の担当職員（〇〇）が作成、収集、整理した以下の文書及び添付資料等の各一式

- (a) 「放射性物質に汚染され、又はそのおそれのある産業廃棄物の県内搬入処理に関する対応」に係る令和4年度見直しの問題点について（令和5年2月22日付け文書・資料）
- (b) 12都県からの産業廃棄物の県内搬入処理に関する「R04見直し案」に係る担当者意見及び要望（令和5年3月8日付け文書）
- (c) 「〇〇課長・〇〇GL作成の対応案」に対する意見（令和5年3月16日付け文書・資料）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第8条第2項の規定により令和5年8月17日付けで決定期間の延長を行い、その後、「放射性物質に汚染され、又はそのおそれのある産業廃棄物の県内搬入処理に関

する対応」に係る令和4年度見直しの問題点について及びその添付資料（以下「本件対象文書(a)」という。）、12都県からの産業廃棄物の県内搬入処理に関する「R04 見直し案」に係る担当者意見及び要望及びその添付資料（以下「本件対象文書(b)」という。）、「〇〇課長・〇〇GL作成の対応案」に対する意見及びその添付資料（以下「本件対象文書(c)」といい、本件対象文書(a)から本件対象文書(c)までを総称して「本件対象文書」という。）を特定し、条例第10条第2号、第3号及び第6号に該当する情報を不開示として、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年9月29日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和5年10月13日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不開示部分に係る不開示の処分及びその理由が妥当であるかを検証の上、当該行政文書を全面的に再開示せよ。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 不開示の理由として広島県情報公開条例第10条の各号に該当する旨が示されているが、不開示部分（黒塗り部分）は判読不能であることから、その記載内容が不開示を相当とする（条例第10条各号に該当する）ものであるか否かについて、当方において判定することはできない。

県の担当職員が自らの保身を図ることを目的として、自分たちに都合の悪い部分を意図的に隠蔽していることも大いに考えられる。

この点を踏まえながら、改めて不開示部分の内容を再検証していただき、当該行政文書を全面的に開示するよう求める。

(2) 弁明理由「ア」について

知事は、「1 経緯」の下段及び「2 令和4年度の見直し案の問題点」の不開示部分について、「本件職員の意見が公になることによって、県の基本的考え方は廃止された（100Bq/kgを超える廃棄物の搬入を無条件で認める）との県民の誤解が生じ、県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する事前協議手続きの適正な遂行と県外産業廃棄物の適正処理の阻害を招く」として、広島県情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第6号の不開示情報に該当するとしている。

しかしながら、①当該文書は作成者名（〇〇）が表記されるなど、担当職員が意見を具申するための資料であること、すなわち「見直し案」の検討過程における文書であって県における決定事項を記載したものでないことは、文書の体裁上も内容上も容易に判別可能であり、当該文書によって「県民の誤解を招く」ことは想定し難い。

なお、本件文書のような意思決定過程における意見や疑問点の提示する文書の開示は、県の保有する情報の公開を推進し、行政運営の透明性を確保する上で重要である。

また、②本件職員の意見が公になることによって「県民の誤解」を招くとするが、こうした知事の認識には相当の飛躍が認められ、いささか強弁的で論理性を欠いている。なお、仮にそうした事態が生じたならば県民に対して丁寧な説明を行えば足りることであり、県のアナウンス能力からすれば容易に事態は解消できるはずである。

さらに、知事は、③当該不開示部分が「県民の誤解」を招く結果、「県外産業廃棄物（中略）に関する事前協議手続きの適正な遂行と県外産業廃棄物の適正処理の阻害を招く」とするが、この弁明内容は極めて抽象的かつ説得力に乏しく、審査基準の「第3」の「6」の「(3)」「(5)」及び「(6)」に照らせば明らかに妥当性を欠いたものである。

(3) 弁明理由「イ」について

弁明によると「不開示部分には、事業者名を特定し得る情報」及び「事業者の具体的な事業情報」が記載されており、条例第10条

第3号の不開示情報に該当するとされている。

しかしながら、当該箇所に具体の事業者名等の記載はなく、該当の可能性のある事業者は複数存在していることから、本件記載内容から事業者の特定はできない上に、記載内容は既に公になっている（関係住民と協定を締結済である）旨が記述されたものであり、秘匿性も認められない。

(4) 弁明理由「ウ」について

弁明によると「不開示部分には、事業者名のほか、本件対応に関しての当該事業者からの具体的な申立内容が記載されていることから、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当する」としている。

この点について、事業者名等の個人情報の不開示とされるべきことは承知するが、それは記載内容の一部であり、不開示の大部分は東部厚生環境事務所担当者からの情報提供を産業廃棄物対策課担当職員が聴取し、課内へ供覧した記録内容である。

この記録内容について、知事は「当該事業者からの具体的な申立内容が記載されている」ため「公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害する」としている。

しかしながら、この記録内容は、東北・関東エリア（12都県）からの県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議の運用方法（以下「本件運用」という。）に関して、産業廃棄物対策課に対して当該事業者から問合せ・確認が予想される旨の情報提供であり、当該事業者の「事業活動情報（条例第10条第3号）」に当たる性質のものではない。

もとより、「事業活動情報」に該当するかについては、審査基準の「第3」の「3」の「(5)」及び「(6)」に照らして合理的に判定されるべきものであり、当該不開示部分に関する知事の判断は相当性を欠いている。

よって、当該不開示部分については、条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、事業者名、その他の特定の個人・事業者を識別することができる記述等の部分を除き、それ以外の箇所は部分開示すべきである。

(5) 弁明理由「エ」について

「相手方」欄の氏名、電話番号が条例第10条第2号の不開示情報に該当することに異論はない。

それ以外の不開示部分について、弁明によれば「本件対応に関して、相手方からの具体的な申立内容のほか、それに対する応答内容が記載されており、特定の事業者に関する情報又は特定の事業者名を特定し得る情報であることから、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当する」としている。

これについて、聴取票の相手方の氏名や事業者名等の個人情報不開示とされることは承知する。

しかしながら、不開示部分の大部分は相手方事業者と担当職員(〇〇)との質疑応答であり、その内容は、本件運用(及び県外産業廃棄物の県内搬入に係る事前協議そのもの)に関する質疑応答であり、広島県における「搬入事前協議」の制度運用に関して当該事業者から寄せられた質疑に対して担当職員が応答した内容を記録した資料であって、当該事業者の「事業活動情報(条例第10条第3号)」に当たる内容のものではない。

また、知事は、記載内容は「特定の事業者に関する情報又は特定の事業者名を特定し得る情報である」とするが、制度運用に関する質疑応答を記録した本件聴取票のどの部分、どの内容をもって「特定の事業者に関する情報又は特定の事業者名を特定し得る情報」であるとするのか理解し難いところであり、弁明内容は合理的根拠に欠けている。

もとより、「事業活動情報」に該当するかについては、審査基準の「第3」の「3」の「(3)」「(5)」及び「(6)」に照らして合理的に判定されるものであり、当該不開示部分に関する知事の判断は相当性を欠くものである。

よって、当該不開示部分については、条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、氏名、事業者名、その他の特定の個人・事業者を識別することができる記述等の部分を除き、それ以外の箇所は部分開示すべきである。

(6) 弁明理由「オ」について

当該文書は、(1)～(3)において3項目の本件職員の意見陳述がなされ、欄外に参考情報が補足される形で、全部で4つのパーツで構成されている。

弁明書においては、1項目目(1)のパーツ)に係る不開示理由が示されておらず、審査請求人としても反論に戸惑うところであるが、いずれにせよ当該不開示部分に関して合理的な不開示理由は存しないと考える。

2項目目(2)のパーツ)については、「具体的な事業者の名称等のほか、事業者名を特定し得る情報が記載されている」ことから条例第10条第3号の不開示情報であるとしている。

事業者等の名称などの個人情報是不開示とされるべきことは承知するが、当該項目の全体を不開示とするのは不当な不開示処分であり、審査基準「第3」の「1」の「(3)但し書」に準拠して部分開示されるべきである。

3項目目(3)のパーツ)について、(a)「本件職員の身分取扱いに係る情報」については条例第10条第2号に該当し、(b)本件職員の意見が記述された部分については、「県の基本的考え方は廃止されたとの県民の誤解が生じ、事前協議手続きの適正な遂行と県外産業廃棄物の適正処理の阻害を招く」ため条例第10条第6号に該当し、不開示情報であるとする。

(a)について、〇〇があったこと、その後、〇〇の後に、同人の指摘を無視した内容(すなわち「県民及び湯崎県知事に対する偽りの内容」)で本件運用の変更がなされていること、といった経緯を勘案すれば、審査基準「第3」の「1」の「10」の「イ」にある「勤務成績、勤務態度、処分歴など職員としての身分取扱いに係る情報」として「職務の遂行に係る情報」に該当しないと解釈は短絡的であり、疑問に思われる。いずれにせよ「身分取扱いに係る情報」に該当するとしても当該部分のみを不開示とすれば足りるのであり、全部開示もしくは部分開示が相当である。

(b)については、前記(1)と同様に、①当該文書は作成者名(〇〇)が表記されるなど、文書の体裁からも、その内容からも、県の決定事項であるかのような「県民の誤解を招く」事態は想定し難い。②本件職員の意見が公になれば「県民の誤解」が生じるとの知事の

認識には論理的な飛躍があり、強弁的である。なお、仮にそうした事態が生じるのであれば、県から丁寧な説明を行えば容易に事態は解消されるはずである。また、③当該不開示部分は「事前協議手続きの適正な遂行と県外産業廃棄物の適正処理の阻害を招く」とするが、この弁明内容は極めて抽象的で説得力に乏しく、審査基準の「第3」の「6」の「(3)」「(5)」及び「(6)」に照らせば明らかに妥当性を欠いている。

4項目目（欄外のパーツ）については、1項目目と同様に不開示理由が示されていないが、やはり、当該不開示部分に係る合理的な不開示理由は存しないと考える。

(7) 弁明理由「カ」について

当該文書は、本件開示請求における「(c)」の文書のうち、令和5年3月に産業廃棄物対策課長（以下「産廃課長」という。）及び担当グループリーダー（以下「担当GL」という。）の両名が作成した「対応案」に対して、本件職員（〇〇）が具申した意見書である。

この文書（意見書）についても、前記(2)及び(6)と同様に、①当該文書は作成者名（〇〇）が表記されるなど、文書の体裁及び内容からして「県民の誤解を招く」事態の発生は想定し難い。②本件職員の意見が公になれば「県民の誤解」が生じるとの知事の認識には論理的な飛躍があり、強弁的である。なお、仮にそうした事態が生じるのであれば、県から丁寧な説明を行えば容易に事態は解消されるはずである。また、③当該不開示部分が「事前協議手続きの適正な遂行と県外産業廃棄物の適正処理の阻害を招く」とするが、この弁明内容は極めて抽象的で説得力に乏しく、審査基準の「第3」の「6」の「(3)」「(5)」及び「(6)」に照らせば明らかに妥当性を欠いている。何より、文書の本文部分を全て黒塗り（不開示）としているのは明らかに不当な決定処分である。

なお、当該「対応案」は「結果的に廃案となっていることから、本件職員の意見が公になることによって、廃案となった当該対応案が正しい解釈と捉えられる」との点については、次項（(8)弁明書「キ」について）において反論を行う。

(8) 弁明理由「キ」について

当該文書は、本件開示請求における「(c)」の文書のうち、令和

5年3月初旬に産廃課長及び担当GLの両名が作成した「対応案」であるが、これは、本件職員（〇〇）が、産廃課長及び担当GLに対し、それまでの経過を整理し今後の対応方針を協議したい旨を、令和4年12月以降、再三にわたり要請した末に、両名としての考え方（対応方針）をまとめた整理案として作成・提示されたものである。

この「対応案」は、本件職員（〇〇）の〇〇後に修正が加えられて、令和5年6月13日付けで産業廃棄物対策課長通知として形を変えて正式決定されており、その意味では「廃案」となったものである。

弁明書では、「対応案」の不開示理由について「当該対応案は結果的に廃案となっていることから、本件職員の意見が公になることによって、廃案となった当該対応案が正しい解釈と捉えられ、県の基本的考え方は廃止されたとの県民の誤解を招く」ため、条例第10条第6号の不開示情報に該当するとしている。

「本件職員の意見が公になることによって」「県民の誤解を招く」とする点については、当該文書中には「本件職員の意見」に係る記載はないにもかかわらず、こうした主張を行うことの真意を測りかねるため、これに係る反論は控えておく。

「廃案となった当該対応案が正しい解釈と捉えられ（中略）県民の誤解を招く」との主張については、当該文書そのものは、文頭に「〇〇課長・〇〇GL作成の対応案」と手書きで表記され、文書の日付も空白であるなど、検討過程における資料であることは明らかであり、これが県の決定文書（成案）であるとの誤認を招くものではない。

当該対応案が「正しくない解釈」をもたらすと知事が考えるのは不開示部分に記載されている「対応方針」（「考え方」）とそれに関連した記述であるが、行政内部の意思決定の過程でどのような「対応方針（考え方）」が審査対象となり、最終決定までにどのように比較検討されたのかを確認・検証できることは、県政運営の透明性を確保する上で重要な記録情報である。

片や、「対応方針（考え方）」を開示した場合に想定される不都合として知事が挙げるのは、「県民の誤解を招く」こと（及び、それ

による事務手続きの適正な遂行と産業廃棄物の適正処理の阻害)であるが、この点については、既に前記(2)(6)(7)で述べてきたとおり、「県民の誤解を招くとの主張も、「事務の遂行と廃棄物の適正処理を阻害する」との主張のいずれもが、論理的に大きな飛躍があり、強弁的かつ抽象的で、具体性・説得性に欠けている。これに加えて、当該不開示部分が開示されたとしても、実際的な不利益や損失が生じるとは考え難く、仮に発生したとしても容易に事態の回復は可能である。

一方、こうした検討過程における「考え方」が行政当局の都合で秘匿され、検証できないこととなれば、行政情報公開制度の趣旨を棄損し、県政の透明性や信頼性を大きく損なうこととなり、公益上の観点からして容認し得ないものである。

なお、いわゆる「大本営発表」(当局発表)の情報のみで国政(県政)が運営され、政策決定や民意の形成が進められていくことの危うさは言うまでもない。

以上のとおり、弁明書「キ」における知事の主張には合理性が認められず、審査基準の「第3」の「6」の「(3)」「(5)」及び「(6)」に照らせば、当該箇所に関する不開示処分は明らかに妥当性を欠いており、不当な処分である。

- (9) 県の情報公開制度は、県民の知る権利を尊重し、県の保有する情報の公開を推進することによって、県政運営の透明性の向上を図ることを目的としたものであり、それによって「県の諸活動を説明する責務」が果たされることが求められるものである。

処分庁(産業廃棄物対策課)においては、「県民による県政の監視と参加」を推進し、公正で開かれた県政の発展に寄与するという本制度の趣旨を十分に理解した上で、情報公開に当たっては、不開示処分は必要最小限のものとし、県民への説明責任をしっかりと果たすよう強く要望したい。

「のり弁」のような「全面黒塗り」の文書開示を平気で行うなどは、厳に慎むべきである。

- (10) 弁明書においては、「ア」「オ」「カ」「キ」に見られるように、「本件職員(〇〇)の意見」(以下「請求人意見」という。)は誤りであり「県民の誤解を招く」として、「県の意見が正しい」「請求

人意見は誤り」であるとの見解を当然の前提として論旨が展開されている。

しかし、本件開示請求の背景にある一連の事案は、産廃課長及び担当 GL の「特定産業廃棄物」（放射性物質汚染対処特別措置法に規定による特定産業廃棄物）をいう。）に対する理解不足に端を發しており、（詳細な経緯は省くが、）審査請求人が〇〇中、両人の対応方針の問題点を指摘するも、非公式ながら既に対外的に対応方針を打ち出していた両人は沈黙と不作為を続け、審査請求人の〇〇後に、審査請求人の指摘を無視した「県民及び湯崎県知事に対する偽りの内容」で事案の決着（すなわち「令和 6 年 6 月 13 日付け産業廃棄物対策課長通知」の正式決定）が行われたことは、前記「2」の「(6)」に記述したとおりである。

このように、審査請求人は、この問題（東北・関東エリアからの県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する事前協議）に関する「県の意見」（すなわち「令和 6 年 6 月 13 日付け産業廃棄物対策課長通知」における「県の考え方」）には問題があり、大きな疑問があると考えているが、本件開示請求及び審査請求において、「県民及び湯崎県知事に対する偽りの内容」で本件運用が変更されたか否か等の論点は、「行政文書の開示請求」において本質的・直接的な関連性は薄いと感じられるため、今回の反論書において詳述することは控えておきたい。

しかしながら、例えば、情報開示による利益とその反面としての損失・支障の度合いを比較考量する必要があるなど、広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、審査の上で必要性が認められる場合には、審査会における口頭意見陳述の機会を設けていただくよう強く希望するものである。

なお、本件開示請求における不開示部分については、処分庁の担当職員らが自らの保身を図ることを主眼に、自分たちに都合の悪い箇所を隠蔽しようとする作為的な姿勢が感じとれることを、再度指摘しておきたい。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむ

ね次のとおりである。

1 本件請求について

本件行政文書は、当時、産業廃棄物対策課で検討していた「放射性物質に汚染され、又はそのおそれのある産業廃棄物の県内搬入処理に関する対応について」（以下「本件対応」という。）の見直しに関して、産業廃棄物対策課の職員（以下「本件職員」という。）が自らの意見を記載した文書に、本件対応に関連する本県の公表資料、産業廃棄物対策課長から各厚生環境事務所長及び各厚生環境事務所支所長への通知、放射性物質汚染対処特別措置法（以下「特措法」という。）に係る環境省の公表資料、並びに、事業者からの申立てを記録した聴取書等が添付されたものであり、本件職員から、本件行政文書をもって産業廃棄物対策課長及び同課適正処理グループリーダーに意見具申があった後、当課に保管されているものである。

2 不開示部分の理由について

(1) (a) について

「1 経緯」の上段の不開示部分には、本件対応に関して申立てをした具体的な事業者の名称等が記載されており、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当する。

「1 経緯」の下段及び「2 令和4年度の見直し案の問題点」の不開示部分は、当該文書を作成した職員が本件対応の見直し案に対して自らの意見を記載したものである。

本件対応は、東日本大震災に伴う福島第一原発事故により発生した放射性物質に汚染され、又はそのおそれのある産業廃棄物に関する県の基本的考え（処理の安全性及び信頼性の確保のために必要な対応がなされている場合に限り、クリアランスレベル100Bq/kgを超える産業廃棄物の県内搬入処理を認めるもの。以下「基本的考え方」という。）を踏まえ、東北・関東地方等の12都県（特措法施行規則第30条により、放射性物質に汚染された産業廃棄物（特定産業廃棄物）が排出されるおそれがあるとして掲げられた岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び新潟県）から排出される産業

廃棄物について、県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱に基づく事前協議があった際の取扱いを定めたものであって、平成 24 年 4 月に定め、平成 26 年 4 月に改定、令和 5 年 1 月に再度改定している。

具体的には、排出事業者に県の基本的考え方に沿って処理するよう協力を要請し、搬入する産業廃棄物の放射性物質濃度の分析結果を添付するよう指導することによって、県内搬入処理しようとする産業廃棄物の放射性物質濃度が 100Bq/kg を超えるか否かを確認するほか、当該産業廃棄物の発生時期、排出工程等を勘案して放射性物質による汚染が想定されない場合は分析結果の添付を不要とするが、その場合は、汚染されていない理由等を記載した申立書の提出を求めている。

令和 5 年 1 月の本件対応の見直しについては、この汚染が想定されない場合の例示を明確化したものであるが、本件職員は、この内規の改定（例示の明確化）を県の基本的考え方を廃止するもの（100Bq/kg を超える廃棄物の搬入を無条件で認める）と同じであると主張している。

一方、福島第一原発事故に伴う放射性汚染廃棄物の処理については、特措法に基づき、8,000Bq/kg 以下の廃棄物は通常の廃棄物と同じ方法で処理できることになっているが、現状では、県民の理解が醸成されている状況とは言えない。

このような状況の中、本件職員の意見が公になることによって、県の基本的考え方は廃止された（100Bq/kg を超える廃棄物の搬入を無条件で認める）との県民の誤解が生じ、県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する事前協議手続きの適正な遂行と県外産業廃棄物の適正処理の阻害を招くことから、条例第 10 条第 6 号の不開示情報に該当する。

- (2) (a) に添付された平成 26 年 2 月 13 日付聞取書に添付された「放射性物質に汚染され、又はそのおそれのある産業廃棄物の県内搬入処理に係る対応について（平成 26 年 2 月産業廃棄物対策課）」について

不開示部分には、事業者名を特定し得る情報のほか、当該事業者の具体的な事業情報が記載されていることから、公にすることに

より、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当する。

(3) (a) に添付された令和4年9月28日付け聴取票について

不開示部分には、事業者名のほか、本件対応に関しての当該事業者からの具体的な申立内容が記載されていることから、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当する。

(4) (a) に添付された令和4年10月13日付け聴取票について

「相手方」の欄には、相手方の姓及び携帯電話番号が記載されていることから、公にすることによって、特定の個人が識別されるものとして、条例第10条第2号の不開示情報に該当する。

「相手方」の欄以外の不開示情報には、本件対応に関して、相手方からの具体的な申立内容のほか、それに対する応答内容が記載されており、特定の事業者に関する情報又は特定の事業者名を特定し得る情報であることから、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当する。

(5) (b) について

当該文書には、本件職員が3項目の意見及び要望を記載している。2項目目の第1段落の不開示部分には、本件対応に関して申立てた具体的な事業者の名称等のほか、事業者名を特定し得る情報が記載されていることから、(1)の第1段落目で述べたとおり、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当する。

3項目目の不開示部分には、本件職員の身分取扱いに係る情報が記載されている。これについては、当該情報がその業務の遂行に係る情報ではないため、条例第10条第2号の不開示情報に該当する。また、本件職員の本件対応の見直しに関する意見が記載されており、(1)の2段落目以降で述べたとおり、本件職員の意見が公になることによって、県の基本的考え方は廃止されたとの県民の誤解が生じ、県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する事前協議手続きの適正な遂行と県外産業廃棄物の適正処理の阻害を招くことから、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

(6) (c) について

当該文書には「〇〇課長・〇〇GL作成の対応案」への意見が記載されているが、当該対応案は結果的に廃案となっていることから、本件職員の意見が公になることによって、廃案となった当該対応案が正しい解釈と捉えられるほか、(1)の2段落目以降で述べたとおり、県の基本的考え方は廃止されたとの県民の誤解を招き、ひいては県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する事前協議手続きの適正な遂行と県外産業廃棄物の適正処理の阻害を招くことから、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

(7) (c) に添付された「放射性物質に汚染され、又はそのおそれのある産業廃棄物の県内搬入処理に関する対応について（令和5年3月産業廃棄物対策課）」について

当該対応案は結果的に廃案となっていることから、本件職員の意見が公になることによって、廃案となった当該対応案が正しい解釈と捉えられ、県の基本的考え方は廃止されたとの県民の誤解を招くことから、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書に審査請求の理由を次のとおり記載している。

不開示の理由として広島県情報公開条例第10条各号に該当する旨が示されているが、不開示部分（黒塗り部分）は判読不能であることから、その記載内容が不開示を相当とする（条例第10条各号に該当する）ものであるか否かについて、当方において判定することはできない。

県の担当職員が自らの保身を図ることを目的として、自分たちに都合の悪い部分を意図的に隠蔽していることも大いに考えられる。

この点を踏まえながら、改めて不開示部分の内容を再検証していただき、当該行政文書を全面的に開示するよう求める。

本件処分は、2において述べたとおり、本件行政文書の記載内容について、条例に基づき開示・不開示の検討を行い、条例第10条各号に該当する情報は不開示とする決定を行ったものである。

以上により、本件行政文書を条例第10条第2号、第3号及び第6号の不開示情報に該当するとして不開示とした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、東北・関東地方等の12都県（岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県）から排出される産業廃棄物の広島県内への搬入処理に関して、令和4年度の担当職員（〇〇）が作成、収集、整理した以下の文書（「放射性物質に汚染され、又はそのおそれのある産業廃棄物の県内搬入処理に関する対応」に係る令和4年度見直しの問題点について（令和5年2月22日付け文書・資料）、12都県からの産業廃棄物の県内搬入処理に関する「R04 見直し案」に係る担当者意見及び要望（令和5年3月8日付け文書）及び「〇〇課長・〇〇GL作成の対応案」に対する意見（令和5年3月16日付け文書・資料））及び添付資料等の各一式の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対して、本件対象文書を特定し、本件処分を行った。

2 理由付記について

(1) 理由付記について

条例第7条第3項では、「実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。」と示されている。広島県情報公開条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定）によると、「書面によりその理由を示さなければならない」とは、通知書に、行政文書を開示しない理由（該当条項の明示も含む。）等を具体的かつ簡潔に記載することを実施機関に義務付けるものであるとしている。

(2) 最高裁判決について

最高裁判所平成4年（行ツ）第48号同年12月10日第1小法廷判決（以下「最高裁判決」という。）では、理由付記について、次のよ

うに示されている。

本条例（東京都公文書開示等に関する条例）七条四項は、実施機関が開示の請求に係る公文書を開示しない旨の決定をする場合には、その通知書に非開示の理由を付記しなければならない旨を規定している。一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである（最高裁昭和三六年（オ）第八四号同三八年五月三十一日第二小法廷判決・民集一七卷四号六一七頁参照）。本条例が右のように公文書の非開示決定通知書にその理由を付記すべきものとしているのは、同条例に基づく公文書の開示請求制度が、都民と都政との信頼関係を強化し、地方自治の本旨に即した都政を推進することを目的とするものであって、実施機関においては、公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重すべきものとされていること（本条例一条、三条参照）にかんがみ、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。

このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例九条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。

(3) 本件処分について

審査会において本件処分に係る行政文書部分開示決定通知書を見分したところ、その別紙の表には、行政文書の件名欄及び不開示の理由（条例第10条のうち該当するもの）欄があり、行政文書の件名欄には行政文書の件名が、不開示の理由（条例第10条のうち該当するもの）欄には当該行政文書の不開示とする部分及びそ

の部分を開示とする理由が記載されている。同表の行政文書の件名欄は左右2欄に分割されており、左欄がa資料⑦である項の右欄は上下2段に分割され、その上段に「聴取票（R4.9.28）」と記載され、下段に「聴取票（R4.9.28）」と記載され、不開示の理由（条例第10条のうち該当するもの）欄には、その上段及び下段に対応した不開示とする部分及びその部分を不開示とする理由が記載されていた。

審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書(a)添付資料⑦は、令和4年9月28日付け聴取票及び令和4年10月13日付け聴取票であり、ともに受理年月日、方法、相手方、聴取者、件名、内容等が記載されていた。

最高裁判決は東京都条例に係るものであるが、最高裁判決で示されている同条例の目的等は、本県条例と同様であって、最高裁判決では、開示請求者において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由付記としては十分ではないといわなければならないとしている。

本件処分について見ると、本件対象文書(a)資料⑦の令和4年10月13日付け聴取票については、行政文書部分開示決定通知書の別紙に記載されておらず、聴取票（R4.9.28）との記載は2件あるが、他に令和4年9月28日付け聴取票もあることから、令和4年10月13日付け聴取票の不開示部分及びその不開示理由が明らかであるとは認められない。また、他の文書についても、不開示理由として条例第10条の各号の条文を引用して示すのみであり、本件対象文書が担当職員の意見を取りまとめた文書や聴取票であって、各文書の不開示部分が広範にわたることも踏まえると、理由付記としては十分ではない。これらのことから、本件処分は、理由付記の不備により取り消すべきである。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

当審査会の判断は、前記の結論のとおりであるが、審査請求人は、不開示部分の妥当性について審査を求めていることから、以下、本件対象文書について検討する。

1 本件対象文書について

実施機関は、本件請求において、本件対象文書を特定し、本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、審査請求書等において、本件対象文書の特定について主張を行っておらず、本件対象文書の不開示部分の全ての開示を求めていることから、以下、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 条例第10条第2号該当性

(1) 本件対象文書(a)資料⑦について

実施機関は、本件対象文書(a)資料⑦の聴取票(R4.10.13)の「相手方」欄には、相手方の氏及び携帯電話番号が記載されていることから、公にすることによって、特定の個人が識別されるものとして、条例第10条第2号の不開示情報に該当すると説明している。

審査会において対象文書を見分したところ、実施機関が説明するとおり、当該聴取票に記載されている電話対応の相手方の氏及び携帯電話番号が記載されていた。

これらの情報は、個人に関する情報であると認められるため、当該不開示部分は、条例第10条第2号本文前段に該当する。

したがって、当該「相手方」欄は、条例第10条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(2) 本件対象文書(b)について

実施機関は、本件対象文書(b)本文(3)の第3段落は、条例第10条第2号及び同条第6号に該当すると説明している(条例第10条第6号該当性については4において後述する。)

条例第10条第2号ハでは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情

報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分は同号の不開示情報に該当しないと定められているが、職員としての身分取扱いに係る情報については、同号ハに該当せず、同号の不開示情報に該当するとされている。

審査会において本件対象文書(b)を見分したところ、25行目の7文字目から26行目の7文字目までは本件対象文書(b)を作成した担当職員の身分取扱いに係る情報が記載されていた。

しかしながら、25行目の1文字目から6文字目まで及び26行目の8文字目から27行目の24文字目までには担当職員の意見が記載されており、当該職員の身分取扱いに係る情報であるとは認められない。

よって、25行目の1文字目から6文字目まで及び26行目の8文字目から27行目の24文字目までを条例第10条第2号の不開示理由に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

3 条例第10条第3号該当性

(1) 本件対象文書(a)について

実施機関は、本件対象文書(a)の18行目の7文字目から18文字目までについて、本件対応に関して申立てをした具体的な事業者の名称等が記載されており、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当すると主張している。

審査会において本件対象文書(a)を見分したところ、18行目の7文字目から10文字目までには個人名が、12文字目から18文字目までには法人名が記載されていた。

法人名については、本件申入れを行った事業者の名称であることから、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、18行目の12文字目から18文字目までを条例第10条第3号の不開示理由に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

個人名について、実施機関に確認したところ、実施機関は、当該個人名は特定の事業者の名称と並べて記載されており、当該事業者がその事業活動において特定の個人との繋がりをもって事業

運営に必要な種々の調整を行っていることを類推させるものであり、取引先等の販売、営業に関する情報と同様、公にすることにより、当該事業者の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあることから、条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当すると主張する。

たしかに、上記判断のとおり、当該事業者名については条例第 10 条第 3 号の不開示理由に該当し、当該事業者名を不開示とすることは妥当である。しかし、当該事業者を不開示とすれば、仮に当該個人名を開示したとしても事業者の特定にはつながらないことから、当該個人名を当該事業者の事業活動に関する情報として不開示とするとした実施機関の主張は妥当ではない。

また、当該個人名が、当該個人の事業活動に関する情報であるかは明らかではなく、実施機関もその旨の主張を行っていないことから、当該個人名が条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当するとは認められない。

よって、18 行目の 7 文字目から 10 文字目までを、条例第 10 条第 3 号の不開示理由に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

(2) 本件対象文書(a)資料④について

実施機関は、本件対象文書(a)資料④の添付書類「放射性物質に汚染され、又はそのおそれのある産業廃棄物の県内搬入処理に関する対応について」について、2 枚目の「3 今後の対応(1)県内搬入処理に係る対応の見直し【第 1 案】」の下から 2 行目及び下から 1 行目は、事業者名を特定し得る情報のほか、当該事業者の具体的な事業情報が記載されていることから、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 10 条第 3 号の不開示情報に該当すると説明している。

審査会において本件対象文書(a)資料④を見分したところ、当該不開示部分に事業者名の記載はないが、特定の事業者の具体的な事業情報について記載されていた。

また、審査会において実施機関に確認したところ、本件対象文書(a)資料④の添付書類「放射性物質に汚染され、又はそのおそれのある産業廃棄物の県内搬入処理に関する対応について」2 ページ

目の「3 今後の対応(1)県内搬入処理に係る対応の見直し【第1案】」の下から2行目の16文字目から21文字目までを不開示とした場合、当該事業者を特定することは困難であるとのことであった。

そうすると、その他の部分を開示したとしても、当該事業者を特定することはできず、事業者名を特定し得る情報のほか、当該事業者の具体的な事業情報が記載されていることから、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれが生じるとの実施機関の主張する懸念は、抽象的なものにとどまるものと認められることから、本件対象文書(a)資料④について、実施機関が条例第10条第3号により不開示とした部分のうち、別表1に記載の部分以外の部分については、同条第3号該当とした判断は妥当ではない。

(3) 本件対象文書(a)資料⑦について

ア 本件対象文書(a)資料⑦聴取票(R4.9.28)について

実施機関は、開示文書a資料⑦聴取票(R4.9.28)について、件名欄の10文字目から24文字目まで、本文2行目の1文字目から14文字目まで、本文3行目の2文字目から14文字目まで、本文4行目から12行目まで及び本文16行目の1文字目から3文字目までは、事業者名のほか、本件対応に関しての当該事業者からの具体的な申立内容が記載されていることから、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当すると説明している。

審査会において本件対象文書(a)資料⑦聴取票(R4.9.28)を見分したところ、件名欄の11文字目から23文字目まで、本文2行目の2文字目から14文字目まで、本文3行目の2文字目から14文字目まで及び本文16行目の1文字目から3文字目までには法人名が、本文4行目から12行目までには本件対応に関しての当該事業者からの具体的な申立内容が記載されていた。

法人名については、本件申立てを行った事業者の名称であることから、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、実施機関が条例第10条第3号により不開示とした部分のうち、別表2に記載の部分については、

同条第3号該当とした実施機関の判断は妥当である。

また、本件対応に関しての当該事業者からの具体的な申立内容について、実施機関に確認したところ、県外産業廃棄物の搬入については広島県の各厚生環境事務所において所管地域が決まっており、当該聴取票について、問合せを受けた厚生環境事務所名が既に開示されているため、当該厚生環境事務所の所管する地域の事業者から、問合せをした事業者を推定することは容易であるとのことであった。

審査会において本件対象文書(a)資料⑦聴取票(R4.9.28)を見分したところ、当該聴取票からは、事業者が県外産業廃棄物の搬入に係る広島県の制度運用について疑義を持っており、当該制度について実施機関に説明を求めていることが読み取れる。

しかしながら、県の指導に従わない不適切な事業者であるとの認識をことさらに与えるおそれがあるとの実施機関の主張について、別表3に掲げる部分を除く部分については、当該事業者が広島県の指導に従わない不適切な事業者であるとして、当該事業者の名誉、社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等に支障があるといえるほどの内容が記載されているとまではいえない。

よって、本件対象文書(a)資料⑦聴取票(R4.9.28)について、実施機関が条例第10条第3号により不開示とした部分のうち、別表3に記載の部分以外の部分については、同条第3号該当とした判断は妥当ではない。

イ 本件対象文書(a)資料⑦聴取票(R4.10.13)について

実施機関は、弁明書において、開示文書a資料⑦聴取票(R4.10.13)について、本件対応に関して、相手方からの具体的な申立内容のほか、それに対する応答内容が記載されており、特定の事業者に関する情報又は特定の事業者名を特定し得る情報であることから、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当すると説明している。

審査会において本件対象文書(a)資料⑦聴取票(R4.10.13)を見分したところ、当該文書は県外産業廃棄物の搬入についての事業者からの問合せと、当該問合せへの実施機関の職員の対応内容

が記録された聴取票であった。また、当該聴取票については、問合せをした事業者名及び問合せを受けた厚生環境事務所名は開示されていない。そのため既に開示されている箇所から問合せをした事業者を特定することまではできないと考えられる。

よって、県の指導に従わない不適切な事業者であるとの認識をことさらに与えるおそれがあるとの実施機関の主張について、別表4に掲げる部分以外の部分を開示しても、問合せをした事業者を特定することまではできないと考えられることから、当該事業者が広島県の指導に従わない不適切な事業者であるとして、当該事業者の名誉、社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等に支障が生じるとまではいえないため、本件対象文書(a)資料⑦聴取票(R4.10.13)について、実施機関が条例第10条第3号により不開示とした部分のうち、別表4に記載の部分以外の部分については、同条第3号該当とした判断は妥当ではない。

(4) 本件対象文書(b)について

実施機関は、本件対象文書(b)について、2項目目の第1段落の不開示部分には、本件対応に関して申立てをした具体的な事業者の名称等のほか、事業者名を特定し得る情報が記載されていることから、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号に該当すると説明している。

審査会において本件対象文書(b)を見分したところ、13行目の1文字目から4文字目までには個人名が、13行目の6文字目から12文字目まで及び14行目の2文字目から6文字目までには法人名が、14行目の14文字目から17文字目までには広島県の厚生環境事務所名が記載されていた。法人名については、本件申入れを行った事業者の名称であることから、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

また、県外産業廃棄物の搬入については広島県の各厚生環境事務所において所管地域が決まっていることから、事務所名を公にすることにより、当該厚生環境事務所の所管する地域が特定され、問合せをした事業者を推定することは容易であり、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、実施機関が条例第10条第3号により不開示とした部分のうち、13行

目の6文字目から12文字目まで、14行目の2文字目から6文字目まで及び14行目の14文字目及び15文字目については、同条第3号該当とした実施機関の判断は妥当である。

個人名について、実施機関に確認したところ、実施機関は、当該個人名は特定の事業者の名称と並べて記載されており、当該事業者がその事業活動において特定の個人との繋がりをもって事業運営に必要な種々の調整を行っていることを類推させるものであり、取引先等の販売、営業に関する情報と同様、公にすることにより、当該事業者の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあることから、条例第10条第3号の不開示情報に該当すると主張する。

たしかに、上記判断のとおり、当該事業者名については条例第10条第3号の不開示理由に該当し、当該事業者名を不開示とすることは妥当である。しかし、当該事業者を不開示とすれば、仮に当該個人名を開示したとしても事業者の特定にはつながらないことから、当該個人名を当該事業者の事業活動に関する情報として不開示とするとした実施機関の主張は妥当ではない。

また、当該個人名が、当該個人の事業活動に関する情報であるかは明らかではなく、実施機関もその旨の主張を行っていないことから、当該個人名が条例第10条第3号の不開示情報に該当するとは認められない。

よって、13行目の1文字目から4文字目までを、条例第10条第3号の不開示理由に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

(5) 他の不開示情報に該当する可能性があるものについて

ア 本件対象文書(a)及び本件対象文書(b)の個人名について

本件対象文書(a)の18行目の7文字目から10文字目まで及び本件対象文書(b)の13行目の1文字目から4文字目までにおいて不開示とされている個人名については、上記(1)及び(4)のとおり、条例第10条第3号に該当するとは認められないが、条例第10条第2号又は第6号に該当する可能性が考えられるため、実施機関においては、改めて開示可否を決定するに当たり、適切かつ慎重な対応をすべきである。

イ 本件対象文書(a)資料⑦及び本件対象文書(b)のうち上記アで示した部分を除く部分について

(ア) 聴取票 (R4.10.13) 本文の個人名について

聴取票 (R4.10.13) の3枚目のうち、18行目の35文字目及び36文字目、19行目の2文字目から4文字目まで、21行目の1文字目及び2文字目、24行目の18文字目及び19文字目に記載されている個人名については、上記(3)イのとおり、条例第10条第3号に該当するとは認められないが、条例第10条第2号に該当する可能性が考えられるため、実施機関においては、改めて開示可否を決定するに当たり、適切かつ慎重な対応をすべきである。

(イ) 聴取票 (R4.10.13) 本文及び本件対象文書(b)について

本件対象文書(a)資料⑦聞取票 (R4.10.13) 本文のうち上記(ア)で示した部分を除く部分及び本件対象文書(b)のうち上記アで示した部分を除く部分については、条例第10条第6号に該当する可能性が考えられる。しかしながら、条例第10条第6号における「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、また、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならないため、実施機関においては、改めて開示可否を決定するに当たり、適切かつ慎重な対応をすべきである。

4 条例第10条第6号該当性

(1) 本件対象文書における担当職員の意見であるとしているものについて

審査請求人は、実施機関が担当職員の意見であるとしている部分について、作成者名(〇〇)が表記されるなど、担当職員が意見を具申するための資料であること、すなわち「見直し案」の検討過程における文書であって県における決定事項を記載したものでないことは、文書の体裁上も内容上も容易に判別可能であり、当該文書によって「県民の誤解を招く」ことは想定し難いと主張している。

実施機関は、本件対象文書(a)の19行目及び21行目から35行目まで、本件対象文書(b)の7行目から12行目まで、15行目から22行目まで、25行目から29行目まで、31行目から36行目まで及び本件対象文書(c)「〇〇課長・〇〇GL作成の対応案」に対する意見(R6.3.16)の3行目から33行目までは、担当職員の意見であり、県の基本的考え方は廃止されたとの県民の誤解を招き、県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する事前協議手続の適正な遂行と県外産業廃棄物の適正処理の阻害を招くと説明している。

審査会において本件対象文書を見分したところ、当該文書の右上に担当職員の氏に記載され、本文においては当該担当職員の意見が記載されるなど、当該担当職員が意見を具申するための資料であり県における決定事項を記載したものでないことは、文書の体裁上も内容上も容易に判別可能である。

条例第10条第6号に規定する「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の「おそれ」の程度は、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならないと解されること、本件職員の意見が公になることによって、県の基本的考え方は廃止されたとの県民の誤解を招き、県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する事前協議手続の適正な遂行と県外産業廃棄物の適正処理の阻害を招くとした実施機関の主張は、漠然とした不安感の域を出るものではないと考えられ、実施機関の判断は妥当とは言えない。

しかしながら、担当職員が意見を具申するための資料が開示された場合には、当該職員が自由に意見を述べることを躊躇するなど、職員の業務を萎縮させ、自由な意思の表示又は形成が妨げられることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが考えられるため、条例第10条第6号の不開示理由に該当するとして不開示としたこと自体は妥当である。

- (2) 本件対象文書(c)添付書類「放射性物質に汚染され、又はそのおそれのある産業廃棄物の県内搬入処理に関する対応について（令和5年3月産業廃棄物対策課）」について

審査請求人は、本件対象文書(c)添付書類「放射性物質に汚染さ

れ、又はそのおそれのある産業廃棄物の県内搬入処理に関する対応について（令和5年3月産業廃棄物対策課）」の不開示部分について、文頭に「〇〇課長・〇〇GL作成の対応案」と手書きで表記され、文書の日付も空白であるなど、検討過程における資料であることは明らかであり、これが県の決定文書（成案）であるとの誤認を招くものではないと主張している。

実施機関は、当該添付書類は結果的に廃案となっていることから、本件職員の意見が公になることによって、廃案となった当該対応案が正しい解釈と捉えられ、県の基本的考え方は廃止されたとの県民の誤解を招くことから、条例第10条第6号の不開示情報に該当すると説明している。

審査会において実施機関に確認したところ、当該添付書類中の基本的考え方の見直しに関する記載が公になることによって、県は基本的考え方を廃止し、100Bq/kgを超える廃棄物の搬入を無条件で認めることとしたとの誤った認識が広がり、県の事務の遂行に支障をきたし、県外産業廃棄物の適正処理の阻害を招く事態が生じることが強く予測されるとのことであった。

審査会において成案及び当該添付書類を見分したところ、成案については県の基本的考え方については言及せず、要綱に基づく事前協議の手続の取扱いについてのみ示したものであり、当該添付書類のうち不開示部分は、成案とは異なる方針が記載されている部分であった。このことから、当該不開示部分は廃案となったものに係る部分であるとする実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められない。

また、当該添付書類の文頭には「〇〇課長・〇〇GL作成の対応案」と手書きで表記され、文書の日付欄が空白となっていた。しかしながら、当該添付書類は担当課の課長が作成したとされる対応案であることから、仮に検討過程における資料であったとしても、廃案となった当該対応案が正しい解釈と捉えられ、県の基本的考え方は廃止されたとの県民の誤解を招くとの実施機関の主張は否定しがたい。

よって、当該対応案中の基本的考え方の見直しに関する記載が公になることによって、廃案となった当該対応案が正しい解釈と捉え

られ、県の基本的考え方は廃止されたとの県民の誤解を招くため、当該不開示部分は条例第 10 条第 6 号に該当するとした実施機関の判断は妥当と認められる。

第 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 1 当審査会において不開示が妥当であると判断する部分

対象文書	箇所	不開示が妥当であると判断する部分
本件対象文書(a) 資料④ 聞取書 (H26.2.13)添付 書類「放射性物質 に汚染され、又は そのおそれのある 産業廃棄物の 県内搬入処理に 関する対応につ いて」	2枚目	3 今後の対応(1)県内搬入処理に係 る対応の見直し【第1案】の下から2 行目の16文字目から21文字目まで

別表 2 当審査会において不開示が妥当であると判断する部分

対象文書	箇所	不開示が妥当であると判断する部分
本件対象文書(a) 資料⑦ 聴取票 (R4.9.28)	件名欄	11文字目から23文字目まで
	本文	2行目の2文字目から14文字目まで
		3行目の2文字目から14文字目まで
		16行目の1文字目から3文字目まで

別表 3 当審査会において不開示が妥当であると判断する部分

対象文書	箇所	不開示が妥当であると判断する部分
本件対象文書(a) 資料⑦ 聴取票 (R4.9.28)	本文	4行目の12文字目から14文字目ま で
		5行目の6文字目から11文字目まで
		9行目及び10行目
		11行目の10文字目から15文字目ま で

別表 4 当審査会において不開示が妥当であると判断する部分

対象文書	箇所	不開示が妥当であると判断する部分
本件対象文書(a) 資料⑦ 聴取票 (R4.10.13)	1枚目上部 表外	1行目及び2行目
	1枚目本文	1行目の11文字目から33文字目まで
		8行目の4文字目、5文字目、30文字目及び31文字目
		27行目の43文字目及び44文字目
		29行目の11文字目、12文字目、21文字目及び22文字目
	2枚目	5行目の4文字目、5文字目、10文字目及び11文字目
	3枚目	10行目19文字目及び20文字目
		13行目の4文字目及び5文字目、15行目及び16行目
		18行目42文字目から19行目1文字目まで
		24行目3文字目から8文字目まで

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 2 月 28 日	・ 諮問を受けた。
令和 7 年 1 月 29 日 (令和 7 年度第 9 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 7 年 2 月 18 日 (令和 6 年度第 10 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 7 年 3 月 25 日 (令和 6 年度第 11 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 7 年 5 月 28 日 (令和 7 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 7 年 6 月 25 日 (令和 7 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答 申 に 関 与 し た 委 員 (五 十 音 順)

伊 藤 寛 之 (部 会 長)	弁 護 士
辛 嶋 了 憲	広 島 大 学 大 学 院 助 教
中 矢 礼 美	広 島 大 学 大 学 院 教 授